いい値！マイカーローン
（カーライフプラン（プライム））
（一社）しんきん保証基金保証

（２０２６年７月１日現在）

１．商品名	○いい値！マイカーローン カーライフプラン（プライム）
２．ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満２０歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格（下記ⅰもしくはⅱに該当する方）を有する方 ⅰ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ⅱ 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ④ お申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローン(下記ⅰ～ⅳのいずれか)について一定の利用実績がある方または本件ローンのお申込みを当金庫 WEB サイトからされた方 ⅰ すべての(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン(一般個人ローン等含む) ⅱ (一社)しんきん保証基金保証付住宅ローン ⅲ (一社)しんきん保証基金以外の保証会社付自動車関連ローン ⅳ (一社)しんきん保証基金保証付カードローン、カードローン（セットプラン）　※教育カード当座貸越は含みません。
３．お使いみち	○お申込人またはお申込人の配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫が使用する自家用自動車、オートバイ(含む原動機付自転車)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ① 購入資金(購入にかかる税金･保険料等も可) ② 車検･修理費用 ③ パーツ･オプションの購入･取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ お申込人が①から⑦を使途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等からお借入れされたローンのお借換え資金（お借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ご融資金は、原則としてご購入先等へお振込みによりお支払いいただきます（振込手数料は別途ご負担いただきます）。 ※個人売買やご購入先がお申込人またはそのご家族（配偶者・親（配偶者の親を含む）・子）が経営する事業者である場合は、ご融資の対象外とさせていただきます。
４．ご融資形態	○証書貸付
５．ご融資金額	○１，０００万円以内（１万円単位）
６．ご融資期間	○変動金利　３ヵ月以上１５年以内（１ヵ月単位）
７．ご融資利率	○【変動金利型】（半年周期のみ） ただし、下限金利は融資実行時のご融資利率といたします。 ○ご融資利率は、ご融資申込時の当金庫が定める利率を適用となります。 ○しんきんカード（VISA・JCB）をご契約の方または当金庫の会員の方 ※同時申込みも含みます。　▲０．３０％ ○当金庫所定の新長期貸出最優遇金利を基準金利として、現在の基準金利と前回の基準金利との差をもって、ご融資利率を引上げまたは引下げする見直しを行います。借入後の利率の変更回数は年２回（４月１日・１０月１日）で、新利率はそれぞれ翌月（５月・１１月）の約定返済日の翌日から適用とします。 なお、融資利率は金融情勢などに応じ変動する場合があります。 ○当初基準金利の適用はご融資実行時の当金庫が定める利率を適用とします。 ○詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせください。

８．ご返済方法	○毎月元利均等割賦返済とします。 ○お借込金額の５０％以内につき６ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。 ○元金返済据置期間は６ヵ月以内とします。 ○産前産後休業または育児休業中の場合、上記６ヵ月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長２年間までとします。 ※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。
９．保証人・担保	○（一社）しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
１０．保証料	○（一社）しんきん保証基金へ別途保証料が必要となります。 ○保証料の支払方法は元利金返済に合わせ、分割してお支払いいただきます。
１１.団体信用生命保険	○ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 なお、団体信用生命保険は「一般団信」、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」からお選びいただけます。 ○詳しくは、当金庫本支店の窓口にお問合わせください。
１２.苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、電話：０８２４－７２－５５８８）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)等があります。利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。
１３.その他	○当金庫ＨＰ（https://www.shinkin.co.jp/midori/）より仮審査のお申込みをすることができます。 ○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。 ○当金庫からのお借入総額が７００万円を超える場合には、当金庫の会員になっていただく必要があります。その場合、別途出資金が必要になります。